



新しい法的文書と重 要な税制規制のアッ プデート

2025年6月

本ニュースレターは、グラントソントンベトナムの大切なお客様に、最近発行された税務及びインボイスに関する関連法政策と留意すべき指示について、最新情報をお届け致します。

1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令 70/2025/ND-CP

2025年3月20日、政府はインボイスと証憑に関する政令70/2025/ND-CP（2025年6月1日発効）を発行し、政令第123/2020/ND-CP号の規定を修正・補足しました。

1.1. 透明性の向上、納税者に有利な条件の提供、手続きの簡素化について、納税者に関する内容のグループ

1.1.1. 適用対象（第2条）

本政令において、ベトナムに恒久的施設を有さず、電子商取引、デジタルプラットフォームを利用したビジネス、その他のサービスを提供し、本政令に基づいて電子インボイスの使用を自主的に登録する外国事業者について、電子インボイスの適用対象を補足しました。使用するインボイスの種類は付加価値税インボイス（VATインボイス）となります。この規定により、Google、Facebook、LinkedInなど、ベトナムに恒久的施設を持たない外国事業者が、ベトナムでビジネスを行う際に電子インボイスの使用を自主的に登録できるようになります。



1. インボイスと証憑に関する政令123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令70/2025/ND-CP

1.1.2. インボイスの種類（第8条）

1

特定の条件を満たす輸出活動に関与する企業に適用される電子商取引インボイスが補足されました。すなわち、『外国に商品を輸出またはサービスを提供し、電子的手段により電子商取引インボイスのデータを税務当局に送信する条件を満たす企業』が対象です。各電子商取引インボイスには、本政令第10条に規定された必要な情報が含まれていなければならない、第12条に規定された税務当局の標準データ形式で発行されなければなりません。輸出者が電子的手段による電子商取引インボイスのデータ送信条件を満たさない場合は、電子付加価値税（VAT）インボイスまたは電子販売インボイスを使用するものとします。

2

輸出加工企業のインボイスの種類に関する規定の補足：加工貿易以外のその他の事業活動を行う輸出加工企業が直接課税方式でVATを申告する場合はセールスインボイスを使用し、控除方式でVATを申告する場合はVATインボイスを使用します。

3

控除方式でVATを申告する事業体に対するVATインボイスの使用による補足： dd) ベトナムに恒久的な施設を設立しない外国の供給者によって実行および提供される電子商取引またはデジタルプラットフォームベースの事業活動およびその他のサービス。

1. インボイスと証憑に関する政令123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令70/2025/ND-CP

1.1.3 インボイスの発行時点（第9条）

1

輸出品（輸出加工品を含む）のインボイス発行時期の補足（電子商取引商業インボイス、電子VATインボイス、電子売上インボイスの発行）：売り手が任意で決定できますが、当該インボイスは関税法の規定に従って通関日から翌営業日までに発行されなければならないです（第1条）。

2

小売業者および店舗を通じて消費者に直接飲食物を販売する飲食業者であって、そのすべての業務が本社で記録されている場合に、毎営業日の終わりにインボイスを発行することを規定していた政令第123/2020/ND-CP第9条第4項g号が削除。

3

銀行、証券、保険、電子ウォレットによる送金サービス、または電力供給の停止および再開サービスを、非事業者でインボイスを要求しない個人に提供する場合において、日次または月次で合算インボイスを発行することに関する規定が削除。

4

タクシー料金計算ソフトを搭載したタクシーによる旅客輸送サービスの提供に関する請求書発行時期に関する規制を改正し、旅行終了時に請求書を発行し、請求書データを税務当局に送信することが求められるようになりました。



1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令 70/2025/ND-CP

1.1.4 インボイスの内容（第10条）

買い手の情報として、氏名、住所、税コードに加え、個人識別番号または国家予算と関係のある機関のコードを補足することが規定されました。

商品およびサービスの名称に関する補足：飲食サービスについては、インボイスに提供された飲食物の品目を記載する必要があります。輸送サービスの場合は、車両のナンバープレートおよび運行経路（出発地－到着地）を記載する必要があります。デジタルプラットフォーム上で輸送サービスを提供する輸送事業者や電子商取引活動においては、輸送された商品の名称、発送人の氏名、住所、税コードまたは個人識別番号を記載しなければなりません。

1. インボイスと証憑に関する政令123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令70/2025/ND-CP

1.1.4 インボイスの内容（第10条）

規制の詳細を提供する 発行された電子インボイスのデジタル署名の日付が電子インボイスの発行日と異なる場合、デジタル署名の日付と、発行されたインボイスが認証コードの付与のために税務当局に送付された日（認証済みインボイスの場合）または電子インボイスのデータが税務当局に転送された日（未承認のインボイスの場合）は、インボイスの発行日の翌営業日より遅くなることはありません（本条第22項第3号a.1項に規定されるデータシートを使用してデータが送信されない限り）。売主による納税申告日はインボイスの発行日とし、買主による納税申告日は、規定どおり正しい形式で発行され、十分な情報が記載されたインボイスの受領日とします。

政令第123/2020/ND-CPでは、発行日時とデジタル署名の日時が異なる場合、税務申告の時点は請求書の発行日時とされており、買い手に関する具体的な規定はありません。そのため、上記の規定は以前の規定よりも明確になっていますが、売り手と買い手の間で異なる申告時期が発生する可能性があります。



1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令 70/2025/ND-CP

1.1.4 インボイスの内容（第10条）

電子インボイスに必ずしもすべての内容が記載されている必要がない場合について



非事業者である個人顧客へのガソリン販売の電子請求書には、購入者の名前、住所、納税者番号、購入者のデジタル署名などの情報が必ずしも記載されている必要はありません。



現在の規定：政令第123/2020/ND-CP号 請求書名、サンプル記号、請求書記号、請求書番号、販売者署名、付加価値税率などの表示は不要であると規定されています。





1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令 70/2025/ND-CP

1.1.5 販売時点管理（POS）レジで発行された電子インボイス（第11条）



POSレジで発行された電子インボイスを使用できる対象事業者

POSレジで発行され、税務当局への電子データ送信機能を備えた電子インボイスを使用できる対象事業者の補足：「税務管理法第38/2019/QH14号』第51条第1項に規定され、年間売上高が1億VND（ベトナムドン）以上の個人事業主または家庭経営事業者、第90条第2項および第91条第3項に規定される者、ならびに商品販売およびサービス提供を行う企業（ショッピングモール、スーパーマーケット、小売業者（自動車、オートバイ、バイク、その他の車両を除く）、飲食業、レストラン、ホテル、旅客輸送サービス、道路輸送支援サービス、芸術・娯楽・映画・その他の個人向けサービスを含む）」。

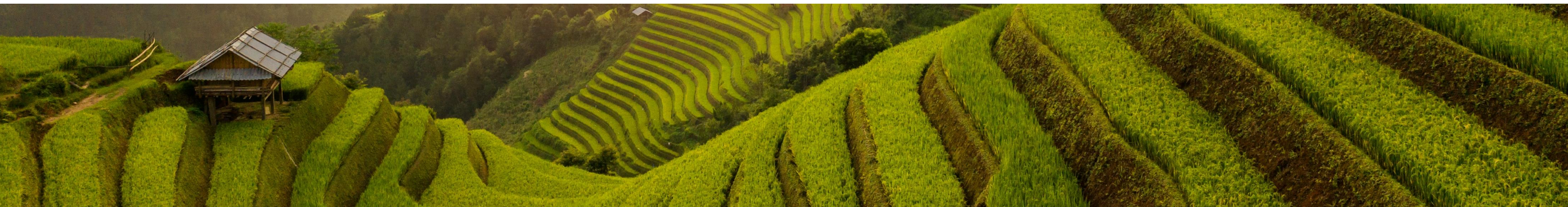
1. インボイスと証憑に関する政令123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令70/2025/ND-CP

1.1.6 電子インボイスの差替および調整（第19条）

税務当局から認証コードを付与され、購入者に送付されていない電子インボイスが誤っていることを販売者が発見した場合に、誤って発行された請求書を取り消す規制を撤廃する。

誤った電子インボイスを調整するまたは差し替える前に、買い手が企業、経済組織、その他の組織、ビジネス世帯、ビジネス個人である場合、売り手と買い手は誤った内容を明記した書面による合意書を締結しなければならないという規定を補足されます。買い手が個人である場合、売り手は買い手に通知するか、売り手のウェブサイトで通知する必要があります。

現在の規定：政令第123/2020/ND-CP号によると、誤った電子インボイスの調整または差替については書面による合意書を要求されていません。



1. インボイスと証憑に関する政令123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令70/2025/ND-CP

1.1.6 電子インボイスの差替および調整（第19条）

同一買い手に対し、同一月内に誤った複数のインボイスを差し替えまたは調整するための1枚のインボイス発行規制の補足。

規定：税務機関が税務機関コード付きの電子インボイス、または税務機関コードなしの電子インボイスが誤って発行されたことを発見した場合、税務機関は売り手に誤った内容を確認するよう通知するものとし、売り手は税務機関の通知に従って確認し、規定に従って調整を行い、インボイスを差し替える責任を負うものとします。

インボイスの訂正および差替の適用に関する規則の補足（第5条）：

「d) 本条第1項b号に規定される場合に発行された訂正または代替インボイスは、該当する誤ったインボイスが発行された期間において、売り手および買い手の双方が追加で申告しなければならない。

dd) 本条第4項に規定される場合に発行された訂正インボイスは、売り手がその発行された期間に申告し、買い手はその受領した期間に申告するものとします。」



1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令 70/2025/ND-CP

1.1.電子インボイス利用の登録および停止

❖ 電子インボイスの利用に関する登録及び登録内容の変更（第15条）

電子インボイスの使用登録手続きに関する規則の補足（第1条）

- 税務総局のウェブポータルは、申請を受領してから 1 営業日以内に、企業登録、税務登録データベースと国家人口データベースまたは電子識別および認証システムの間で、家内企業、個人企業、または個人事業主の法定代表者または代表者に関する情報を自動的に確認するものとします。
- 情報が一致しない場合、税務総局のウェブポータルは電子インボイス登録申請の不受理通知を自動的に発行し、不一致のある情報項目を特定する必要があります。これにより、納税者は申告内容を修正するか、訂正のために警察当局に連絡することができます。
- 情報が一致した場合、税務総局のウェブポータルは、税務登録または企業登録の申請に応じて、家内事業または個人事業の個人事業主、法定代理人、代表者の電子メールまたは電話番号を通じて情報の確認を自動的に要求します。

1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政令 70/2025/ND-CP

❖ 電子インボイスの利用に関する登録及び登録内容の変更（第15条）

- 納税者は、当該申請を同営業日内または翌営業日末までに確認する必要があります。確認期限を過ぎた場合、電子インボイス登録申請が受理されなかった旨の通知が、同営業日内または翌営業日末までに納税者に自動的に送信されます。
- 企業、組織の法定代表者、家内商人、個人経営者、または個人事業者が、他の企業、組織、家内商人、個人事業者の法定代表者、代表者、または個人事業者であったり、現在であったり、または当該個人事業者の税法上の状況により、登録された事業所で実際に事業を行っていないとされる、営業を停止しているが税コードの無効化手続きを完了していない、または事業を一時停止しているが納税義務を履行していない、納税者が税金、インボイス、帳簿に関する規定に違反している、または財務大臣のガイドラインに基づき納税者が高度な税務リスクと判断される、という状況にある場合、税務当局は、申請を受理してから2営業日以内に、税務管理に関する法令に従って、納税者の登録事業所に対して説明または追加情報の提供を求める通知を送付するか、現地での確認を実施します。





1. インボイスと証憑に関する政令 123/2020/ND-CPの一部条項を改正する政 令70/2025/ND-CP

❖ 電子インボイスの利用に関する登録及び登録内容の変更（第15条）

電子インボイス利用登録事項の変更登録をする場合（第4条）

- 代表者の情報を変更する場合、手順は電子インボイスの初回使用登録と同じであると規定されています。電子インボイスの使用に関するその他の情報を変更する場合は、税務総局の電子情報ポータルから納税者に対し、税務登録ファイルの情報に基づいて代表者のメールアドレスまたは電話番号で確認するよう求めるリクエストが送信されます（ポイント a、ポイント b）。

2. 2021年3月30日付財務大臣通達第23/2021/TT-BTC号（酒類・たばこ用電子スタンプの印刷、発行、管理、使用に関する指針）の一部条項を修正および補足する 2025年5月31日付通達第31/2025/TT-BTC号

通達31/2025/TT-BTCに従って、2025年6月1日から発効するいくつかの重要な更新は次のとおりです。

1

組織や個人が電子たばこ用の電子印紙または電子酒類印紙を税務当局から購入する際の書類の提供に関する規定を削除。

2

組織または個人が生産部門にスタンプを出荷する場合は、スタンプボックスまたはスタンプブロックまたはスタンプのQRコードをスキャンしてデータを入力し、電子スタンプ管理システムへの接続とデータ転送を確実に行う必要があります。

3

通達第23/2021/TT-BTC号で発行された様式02/TEM号、様式04/TEM号、様式07/TEM号が、通達第31/2025/TT-BTC号で発行された新しい様式に置き換えられます

4

通達第23/2021/TT-BTCの様式03/TEM号および様式05/TEM号は廃止されます。



3. 通達第32/2025/TT-BTC号は、2021年9月17日付通達第78/2021/TT-BTC号に代わり

2025年6月1日から発効される通達32号に基づく家庭および個人事業主のPOSレジによって発行された電子インボイスの使用に関する新しい重要な規制は次のとおりです。



- 消費者に直接商品を販売またはサービスを提供する個人事業主および消費者保護命令第70/2025/ND-CP第1条第8項に規定されている事業主は、税務当局による電子インボイス登録の受付日以降、POSレジから発行された電子インボイスを使用する必要があります。2025年6月1日より前にPOSレジから電子インボイスを使用する登録を済ませている事業者は、これまで通りこの方法を継続することができます。
- 家内企業や個人事業者は、上記の規制に従うために、POSレジから発行される電子インボイスの購入を速やかに進める必要があります。

4. 税務局からの公式電報第72/CD-CT号 – 電子印紙、税務管理、請求書、文書に関する通達第31/2025/TT-BTCおよび通達第32/2025/TT-BTCの実施について

- 2025年6月1日、税務局は、地方税務地域部長、電子商取引税務地域部長、大企業税務地域部長に対し、2025年5月31日に発行された通達31/2025/TT-BTCおよび32/2025/TT-BTCを緊急に実施するよう要請する公式電報第72/CD-CT号を発行した。
- 公式電報によれば、2025年6月1日に正式に発効される通達第31号および第32号を発行されました。通達第32/2025/TT-BTC号は、2021年9月17日付の通達第78/2021/TT-BTC号に代わるものです。
- 2025年6月1日から、個人所得税を申告する組織は、以前の規制に従って実装されていた電子個人所得税控除書類の使用を中止し、2025年3月20日付政府法令第70/2025/ND-CP号の規定に従って電子個人所得税控除書類の適用に切り替える必要があります。
- 本公式電報は前述のように通達31号および32号のいくつかの重要な新しい規定を強調されました。企業は新しい規制を速やかに確認し、適用することが推奨されます。



5. 2025年4月9日付財務省発布の投資優遇措置の決定および行政境界の変更に伴う投資プロジェクトの調整手続きに関する公式文書第4525/BTC-PC号

2025年4月9日、財務省は、ベトナムの物理的境界の再編成に関連した投資インセンティブおよびプロジェクト調整に関する問題の処理をガイドする公式レター第4525/BTC-PC号（「公式レター4525」）を発行しました。

❖ 投資優遇地域の決定について

投資政策が承認され、投資登録証明書が発行された投資プロジェクトの場合

- 公式レター第4525号は、投資法第13条および政令第31/2021/ND-CP第4条に規定されている法律の変更の場合に投資優遇措置を確保するための原則を再確認しています。
- 本公式レターは、場所に基づく投資インセンティブの性質を強調し、投資方針および投資登録証明書の承認の決定に基づいて決定されます。
- したがって、境界の整理および調整により新しい行政単位が設立された場合でも、投資プロジェクトは、以前に決定された場所に応じてインセンティブを引き続き適用されます。

新たな投資プロジェクトの実施を提案する場合、または投資プロジェクトの場所を調整する場合

新しく設立された行政単位に異なる社会経済地域のコミューンが含まれる場合には、特別な規則が規定されています。

- 新しい行政単位は、構成自治体の大多数の優先所在地に従って決定されます。
- 極めて困難地域と困難地域にある公社の数が同数の場合、新たな行政単位は極めて困難地域とみなされます。
- 困難地域と非優遇地域の最小の数が同数の場合、新たな行政単位は困難地域とみなされます。
- 極めて困難な地域と非優遇地域を比較する場合も同様のルールが適用され、新たな行政単位は極めて困難な地域として認定されます。
- 極めて困難な社会経済的条件を有する地域と、優遇措置のない地域に属する最小レベルの行政単位の数が同数である場合、新たに設立される行政単位は、極めて困難な社会経済的条件を有する地域として認定されます。

5. 2025年4月9日付財務省発布の投資優遇措置の決定および行政境界の変更に伴う投資プロジェクトの調整手続きに関する公式文書第4525/BTC-PC号

❖ 投資プロジェクトの調整について

- 投資法および政令第31/2021/ND-CP号には、行政区画の変更の場合の投資プロジェクトの調整に関する具体的な規制は記載されていません。
- ただし、公式レター第4525号では、投資法第13条および政令第31/2021/ND-CP第4条の原則に基づき、投資政策決定/投資登録証明書が付与されたプロジェクトは引き続きそれらの文書に従って実施されなければならないと改めて述べられています。
- 投資家がプロジェクトを調整する必要がある場合、投資プロジェクトの調整に関する一般規制に従う必要があります。



連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直し
ていただきますようお願いいたします。
税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントソントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「[タックスハブ](#)」にてご確認ください。

ハノイ本店

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn



Hoang Khoi
Senior Partner, National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com



Bui Kim Ngan
Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com



Hoang Viet Dung
Tax Director
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com



Masanobu Taniguchi 谷口 雅宣
Director - Japan Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101



Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com



Dang Hai Ha My
Tax Director
D +84 28 3910 9241
E my.dang@vn.gt.com



Jin Nishina 仁科 仁
Director - Japan Desk
D +84 28 3910 9208
E nishina.jin@vn.gt.com



Nguyen Thu Phuong
Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com



Lac Boi Tho
Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



Do Vu Bao Khanh
Tax and Transfer Pricing Director
D +84 28 3910 9277
E khanh.do@vn.gt.com

© 2025 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.